

幼児教育・保育無償化のご案内(R7年度 認可外保育施設等利用者あて)

- ★保育の必要性認定をお持ちの方は、無償化の申請ができます。**令和8年4月14日が最終締切**です。
★令和7年9月以降のご利用分から、補助金額が一部変更になります。詳細は裏面をご確認ください。



スケジュール

注意 最終申請締切：令和8年4月14日 注意

申請可能な利用年月	申請締切日	口座振込み時期	次回申請の案内 ※締切日までにご申請された方 にのみ案内をお送りします
第1回(4月～6月分)	令和7年 7月14日	令和7年 8月下旬	令和7年 9月下旬
第2回(4月～9月分)	令和7年10月15日	令和7年 11 月下旬	令和7年12月下旬
第3回(4月～12月分)	令和8年 1月14日	令和8年 2月下旬	令和8年 3月中旬
第4回(4月～3月分)	令和8年 4月14日	令和8年 5月下旬	翌年度(予定)

※締切を過ぎてしまった場合も、速やかにご申請ください。次の回で審査の上お支払いいたします。
なお締切を過ぎた場合、次回のご案内を送付しておりませんので、通知を大切にお控えください。

※ただし、令和8年4月14日までに申請がなかった場合、補助金の上限額が減額となります。

(金額の詳細は裏面をご覧ください)

申請方法



- ✓申請は電子申請でお願いいたします
- ✓所要時間は10分程度です
- ✓こちらの二次元コードから申請画面へ進めます
- ✓お手元に園から受け取った書類をご用意ください
- ✓パソコンからの申請の場合のURLはこちら
<https://logoform.jp/form/JqMJ/611221>

利用施設別 必要書類

※認可保育園や幼稚園、企業主導型保育施設にお通りの期間については、本補助金の対象外です。

No.	対象施設・事業	電子申請で添付する書類
1	認可外保育施設★	領収書、提供証明書 ※領収書兼保育提供証明書でも可 ※利用施設に発行をご依頼ください ※区の参考様式を HP に掲載 しています。 区ページ ID:1405
2	居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)★	
3	一時預かり事業	
4	ほっとステイ	
5	定期利用保育事業	
6	ファミリー・サポート・センターの預かり	援助活動報告書(利用会員控)※「預かり」以外は補助対象外
7	病児・病後児保育事業	領収書

★1と2の施設は、国基準を満たしていない場合対象外です。本ご案内の左上の二次元コードから区内の対象施設をご確認いただけます。区外の施設は、施設に国基準の証明書を持っているかお問合せください。

月額補助上限金額

※9月以降、認可外保育施設ご利用分の補助金額が変わります！区側の審査処理で金額の切り替えを行いますので、ご申請方法に変更はございません！

クラス年齢	利用施設	令和7年4月～8月 までのご利用分	令和7年9月以降の ご利用分	令和8年4月14日を 過ぎて申請した場合 注意
0～2歳 ※非課税相当世帯のみ	認可外保育施設(施設)	67,000円	80,000円	42,000円
	上記以外	42,000円	42,000円	42,000円
3～5歳	認可外保育施設(施設)	57,000円	77,000円 ※給食費(食材料費)に係る費用がある場合、別途3,000円を上限に上乗せした補助あり	37,000円
	上記以外	37,000円	37,000円	37,000円

※給食費(食材料費)に係る費用は、施設発行の「領収書」「提供証明書」から審査いたします。

※保育認定の期間が月の途中から、もしくは月の途中までの場合、日割りで減額を行います。

※保育認定は、年1回更新手続き(現況確認)があります。提出がない場合、無償化対象外となります。

無償化Q&A

区ホームページの検索メニューから、ページIDを入力してご検索ください



No.	質問	回答
1	郵送で申請することはできますか	区ページ ID:1405 から請求書をダウンロードし、施設が発行した書類と一緒に、郵送もしくは下記に記載の窓口にお持ち込みください。(総合支所や出張所等では受付していません)
2	お問い合わせ番号と施設コードがわかりません	施設コードは空欄でも申請可能です。お問い合わせ番号は必須入力項目ですので、お電話で(03-6453-4990)までご連絡ください。お問い合わせ番号を記載した送付状をお送りします。
3	所得制限はありますか？	3～5歳児クラスの場合は、所得制限はありません。0から2歳児クラスの場合は、課税相当世帯の場合、無償化は対象外となります。4～8月分は6年度、9～翌3月分は7年度の課税状況等で審査します。課税相当世帯対象の補助制度は、区ページ ID:1511 からご確認ください。
4	締切日を過ぎてしまいました。申請はできますか？	締切後に申請された分は、次の回での審査となります。ただし、最終提出締切日に間に合わなかった分は、補助上限額が減額となります。入金額が一部になることを予めご了承ください。入金後、ご提出ください。
5	認定番号が分かりません	領収書兼提供証明書等に記載する認定番号がご不明な場合は、空欄でご提出ください(区で確認をします)。ただし、認定をお持ちでない場合は補助対象外となります。(※記名は必須ですのでご注意ください)

保育認定の更新(現況確認)について

入園担当から「保育の必要性が継続しているか」を確認する「現況確認」のご案内を、例年7月上旬ごろにお送りしています。提出が漏れると無償化の補助を受けることができなくなりますので、必ずお手続きいただきますようお願いいたします。

問合せ先

世田谷区子ども・若者部内 幼保補助金事務センター 03-6453-4990 (平日 8:30-17:00 ※庁外のセンターで受電)
 【窓口】〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27(第2庁舎2階22番窓口)保育認定・調整課 認可外保育施設担当